

高齢者等が一人でも安心して暮らせる  
コミュニティづくり推進会議

第2回(H.19.12.11)

資料5

# 厚生労働省資料

## 平成19年度「孤立死ゼロ・モデル事業」事例①

岐阜県 飛騨市（人口：28,935人 高齢者数：8,837人（H.19.10.1現在））

### 1 事業計画

#### （1）事業目的

一人暮らしの高齢者と往復はがきをやり取りする中で、郵便局の協力を得て、配達時に一声元気確認を行ってもらい、定期的な安否確認を行うことにより、高齢者世帯を孤立させない。

#### （2）事業内容

- ・週に2回、市役所から往復はがきを出し、このはがきを郵便局員が利用者に直接渡す。
- ・利用者は、返信はがきに記載されている「元気です」「相談したいことがあります」のどちらかに○をうち、配達に来た郵便局員へ渡し、「相談したいことがあります」に○がうってある場合は、すぐに市役所職員等が利用者に連絡して対応する。
- ・送付はがきを絵手紙にするとともに、絵手紙に添える短歌・詩を利用者から募集することにより、はがきのやりとり自体を利用者に楽しんでもらう。

#### （3）スケジュール案

週に2回

#### （4）その他（必要に応じ記載、また、参考になる資料があれば添付）

509-4254  
古川町

様

暑さもすでに、過ぎ去るかと思っただけ、  
残暑厳しい日が続いています。災害により、  
通行止めとなっていた、JR高山線  
(角川～猪谷区間)が全線復旧すること  
を記念し、9月8日に、式典が開催され  
ます。古川駅周辺で、豪華・屋台の総引  
き揃えが登場します。災害後、地元のみ  
なさんは、この日を心待ちにしていたの  
ではないでしょうか。

下記のどちらかで、あてはまる方を○で囲んで  
ください。

1. 元気です
2. 相談したいことがあります

※「九月の季語」を題材に俳句や短い詩を募集します。  
まだ応募したことない方、1度応募してみませんか？  
(応募作品を厳選し題材に採用します。)

差出人 古川町

様

5094221

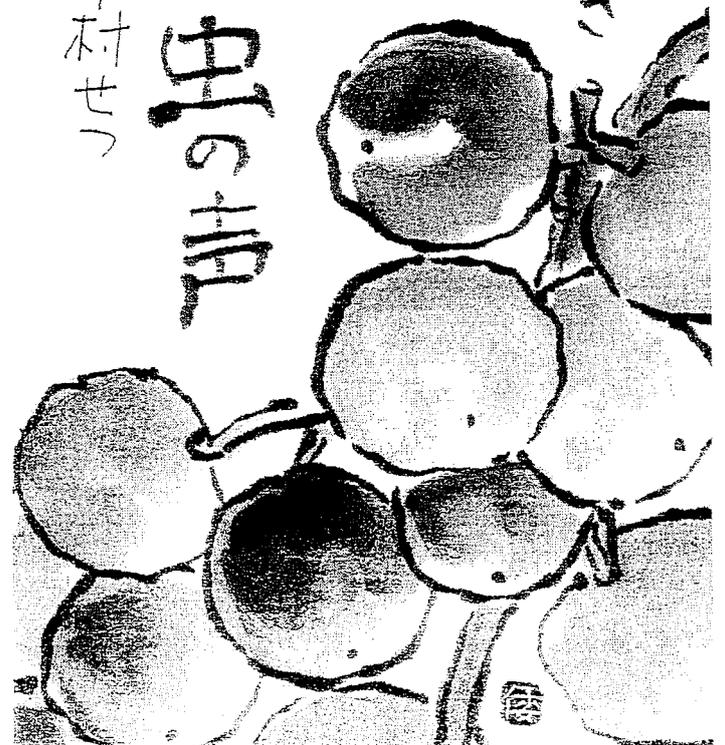
飛騨市古川町若宮 2-1-60

飛騨市役所健康福祉部

健康生きがい課 行

作・中村せつ

盆も過ぎ、  
残暑の  
夜に  
いびき、虫の音



## 平成19年度「孤立死ゼロ・モデル事業」の事例②

三重県 熊野市（人口:21,182 高齢者数:7,296人（H.19.12.1現在））

（注）以下の内容は、予算計上等について調整中である。

### 1 事業計画

#### （1）事業目的

熊野市は、三重県の南端に位置し、熊野灘に面した平野部、海岸部や、市域の87%を占める森林からなる山間部など、変化に富んだ自然条件に伴い、様々な地域特性を有している。

また、近年の社会経済情勢の変化や産業構造の変化に伴う過疎化、少子高齢化の進展により、高齢化率は34%を超え、独居高齢者世帯が市内の広い区域に散在している。

さらに一部地域においては、地域コミュニティが崩壊し相互援助機能が著しく低下しており、高齢者の孤立が懸念されている。

こうした地域特性の中、高齢者が地域で孤立しないよう、既存の地域資源を活用した「孤立死ゼロ」の地域作りに取り組む。

#### （2）事業内容

##### ①独居高齢者世帯実態調査・モデル地域選定

- ・独居高齢者世帯の実態を把握するため対象者に聞き取り調査を行う。
- ・実態調査の結果に基づき、中心部、山間部、海岸部の各地域特性毎に緊急性の高い地域1ヶ所ずつをモデル地域として選定し、各地域にあったメニューを構築する。

##### ②孤立死の事例収集と要因分析

- ・孤立死防止に向けた方策を検討するため、専門家（アドバイザー）のアドバイスを受けて過去の孤立死の事例収集と要因分析を行う。

##### ③シンポジウムの開催

- ・孤立死ゼロの地域づくりを推進するため、市民参加のシンポジウムを開催し、地域住民や関係者の意識啓発を図る。

##### ④双方向通信システムの整備

- ・市内の高齢者世帯に双方向の通信システムを構築することにより、高齢者に緊急時の通報手段を提供するとともに、「お元気コール」機能を活用した定期的な安否確認を行う。

また、筋トレ（パワリハ、貯筋運動）などの介護予防情報の提供を定期的に行い、独居高齢者の孤独感・不安感を解消する。

##### ⑤地域支援ネットワークの構築

- ・地区役員、社協支部役員、福祉委員、民生委員などの地域のキーパーソンによる地域支援ネットワーク委員会（仮称）を設置し、地域の連携強化を図る

とともに地域見守り体制のベースを確立する。

また、今後のネットワーク構築の参考とするため、孤立死防止の取組み先進地へベンチマーキングを行う。

- ・新聞店、郵便局、宅配便、電力会社、ガス、水道検針員、ケアマネージャーなど地域で活動する民間事業者の協力を求め、官・民・地域の三者による地域支援ネットワークを構築し、日々の安否確認等密度の高い異変情報の収集を図る。

⑥通信機能付き湯沸かし器ポットを活用した安否確認

- ・市内には、住民全てが高齢者であり、地域コミュニティが既に崩壊、見守りの担い手がない地域があることから、これら地域に限定して、通信機能付き湯沸かし器を活用した安否確認事業をモデル的に実施する。

⑦ゴミ収集を活用した安否確認

- ・独居高齢者世帯に色つきゴミ袋を配布することにより、ゴミ収集時にゴミ出しの有無確認を通じた安否確認をモデル的に実施する。

(3) スケジュール案

- 1 1月～ 地域支援ネットワーク構築  
ゴミ収集を活用した安否確認の開始
- 1月 シンポジウムの実施  
安否確認モデル事業開始
- 2月 双方向通信システム整備
- 3月 成果検証

## 平成19年度「孤立死ゼロ・モデル事業」の事例③

岡山県 美作市（人口：32,958 高齢者数：10,991人（H.19.12.1現在））

### 1 事業計画

#### （1）事業目的

ひとり暮らしの高齢者に対し、日本郵政公社の郵便外務職員が励ましやいたわりの声かけを行い、民生委員・児童委員を中心とした地域での見守りとともに重層的な安否確認を行い、高齢者等が安心して地域で暮らし続けられる一助となることを目的とする。

#### （2）事業内容

高齢者の安否確認を郵政公社に委託し、高齢者が安心して地域で継続して生活する一助とする。郵便局の外務職員が一人暮らし高齢者等に対し励ましやいたわりの声かけを行い、民生児童委員の見守りとともに重層的な安否確認を実施し、その都度生活状況確認記録を行政に送付する。

#### （3）スケジュール案

毎月2回訪問

#### （4）その他（必要に応じ記載、また、参考になる資料があれば添付）

美作市郵便局外務職員による高齢者等への安否確認事業実施要綱…添付  
高齢者等への生活状況確認事業の業務委託契約書(写)…添付

○美作市郵便外務職員による高齢者等への安否確認事業実施要綱

平成18年4月13日

告示第59号

(目的)

第1条 この告示は、ひとり暮らしの高齢者に対し、日本郵政公社の郵便外務職員(以下「外務職員」という。)が励ましやいたわりの声かけを行い、民生委員・児童委員を中心とした地域での見守りとともに重層的に安否確認を行い、高齢者等が安心して地域で暮らし続けられる一助となることを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、美作市(以下「市」という。)とする。ただし、利用の決定に関する事項を除いて、この事業の運営を日本郵政公社中国支社(以下「公社」という。)に委託することができるものとする。

(対象者)

第3条 この事業は、市内に住所を有するおおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。なお、対象者の選定については、民生委員・児童委員及び、保健師等関係者、関係機関で協議した者とする。

(1) 近所との交流が乏しく、又過疎地域のため地域での見守り等が困難な者

(2) 介護保険サービスや福祉サービス等を利用していない者

(3) その他、市長が必要と認めた者

(事業内容)

第4条 この事業は、外務職員が対象者を訪問し、対象者の生活状況を確認するものとする。

2 対象者に異常が認められる場合は、外務職員は速やかに管轄の総合支所又は関係機関に連絡するものとする。

(利用の申請)

第5条 この事業の利用を希望する者は、美作市郵便外務職員による高齢者等への安否確認事業利用申請書(様式第1号)により市長に申請しなければならない。

(利用の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その状況等を調査のうえ利用の適否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により利用の申請を決定したときは、美作市郵便外務職員による高齢者等への安否確認事業利用決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

3 市長は、第1項の規定により利用の申請を却下したときは、美作市郵便外務職員による高齢者等への安否確認事業利用却下通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(利用の取消し)

第7条 市長は、対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、美作市郵便外務職員による高齢者等への安否確認事業利用取消通知書(様式第4号)により利用の取消しを対象者が居住する管轄の郵便局長に通知するものとする。

(1) 対象者が死亡又は市外に転出したとき。

(2) 利用を取消したい旨の申し出があったとき。

(3) 第3条に該当しなくなったと認められるとき。

(書類の提出)

第8条 外務職員は所定の報告書を市長に提出しなければならない。

(手数料の支払い)

第9条 市長は、別に定める業務委託契約書により、公社に手数料を支払うものとする。

(個人情報の保護)

第10条 市長は、美作市個人情報保護条例(平成17年美作市条例第257号)に基づき、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

## 高齢者等への生活状況確認の業務委託契約書

- 1 契約名 高齢者等への生活状況確認業務委託（単価契約）
- 2 契約期間 平成18年 4月 1日 から 平成19年 3月31日まで
- 3 履行場所 岡山県 美作市
- 4 契約金額 1件の取扱いにつき  
金 196,350円（うち消費税及び地方消費税額 9,350円）也  
なお、この契約書において1件とは、対象者に対する確認1回をいう。

この消費税及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に105分の5を乗じて算出した額である。

上記の委託業務について、美作市長を甲とし、日本郵政公社中国支社長を乙とし、次の条項により契約を締結する。

### （総則）

第1条 甲は、この契約書のほか、この契約書に附属する仕様書に基づき、乙に対し高齢者等への生活状況確認業務（以下「本件業務」という。）を委託し、乙は本件業務を受託し、別表に定める郵便局（以下「取扱郵便局」という。）に取り扱わせ、善良な管理者の注意をもって、本件業務を誠実に実施するものとする。甲は、第4条に定める事務手数料を乙に支払う。

### （権利、義務の譲渡）

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利、義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、乙が書面により申し出た場合において、甲が書面により承認したときは、この限りでない。

### （検査）

第3条 取扱郵便局は、本件業務を実施したときは、別に定める記録票に所定の記録をした上、甲に提出して検査を受けなければならない。

- 2 前項に規定する検査の結果、本件業務の実施が仕様書に適合していない場合において、甲から業務のやり直しを指示されたときは、取扱郵便局は、これに従わなければならない。この場合の費用は、1件当たりの単価に含まれるものとする。

### （事務手数料の支払）

第4条 事務手数料の額は、1件当たりの単価に取扱件数を乗じて算出した金額とする。

- 2 甲は、事務手数料を、取扱郵便局を受け持つ集中処理局所（共通事務センター）の出納命令責任者が発行する請求書（払込用紙を含む。）により納付する。この場合、郵便局に現金又は小切手その他証券により納付する。

注 事務手数料の納付に使用できる小切手その他証券の種類は次のとおり。

- ① 郵便局を支払人とする小切手
  - ② 郵便局の参加する手形交換所の加盟銀行又はその代理交換委託銀行を支払人とする小切手
  - ③ 郵便為替証書
  - ④ 郵便振替払出証書
  - ⑤ 郵便振替支払通知書
  - ⑥ 配当金等領収証
- 3 請求書の発行は、前月分の事務手数料を取りまとめて毎月上旬に行うこととし、納付期限は、当該請求書を発行した日から20日（その日が日曜日又はその他の休日であるときは、その翌日）とする。
- 4 甲は、事務手数料を納付期限までに納付しないときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納金額に年5パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞金として納付する。

#### （事情の変更）

第5条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事態等により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲又は乙は、相手方と協議の上、契約金額、契約期間その他の契約内容を変更することができる。

#### （契約の解除）

- 第6条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 乙及び取扱郵便局が、その責めに帰すべき事由により、この契約の条項に違反したとき。
  - (2) 乙が、正当な理由で解除を申し出たとき。
  - (3) この契約の履行に関し、乙及び取扱郵便局に、著しい不正又は不誠実な行為があったとき。
- 2 甲は、前項に規定する場合のほか、正当な理由のある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

#### （責任の免除）

- 第7条 乙及び取扱郵便局は、本件業務の実施に関して未発見、報告の遅延及び記入ミス又は記入不足その他これらに類する行為により、事故が発生した場合は、甲に対して何ら責任を負わない。
- 2 乙及び取扱郵便局は、本件業務の実施に関して事故が発生した場合、第三者に対しては、何ら責任を負わない。
- 3 本件業務の実施に関し第三者に対し損害賠償の責を負うこととなった場合は、甲が第三者に対しすべてこれを負担する。

#### （損害賠償）

第8条 乙は、本件業務の実施に当たって故意又は重過失があり、当該故意又は重過失があったことにより損害が生じた場合に限り、甲に対してその損害を賠償するものとする。ただし、

損害額については甲乙協議してこれを定める。

- 2 前条第3項の場合において、乙に本件業務の実施に当たって故意又は重過失があり、当該故意又は重過失があったことにより第三者に損害が生じた場合に限り、乙は当該損害賠償額の全部又は一部を負担する。乙が負担する額については、甲乙協議してこれを定める。

(紛争の解決)

第9条 本件業務の実施に関して第三者との間で紛争が生じた場合の紛争の解決は、甲乙協議して解決にあたるものとする。

(秘密の確保)

第10条 甲及び乙は、この契約の履行に際して知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならず、取扱郵便局も同様の義務を負うものとする。

- 2 乙は、本件業務を行うに当たり個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない、取扱郵便局も同様の義務を負うものとする。

(契約外の事項)

第11条 この契約書及び仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(契約の更新)

第12条 この契約の期間満了の日から1か月前までの間に、甲、乙いずれからも、この契約の解除の意思表示をしないときは、契約期間を更に1年間延長することとし、以後も同様とする。

上記のとおり契約し、この証書を2通作り、甲乙各1通を保管する。

平成18年3月27日

甲 住所 美作市栄町38-2  
氏名 美作市長

乙 住所 広島市中区東白島町19-8  
氏名 日本郵政公社中国支社長

高齢者等が1人でも安心して暮らせるコミュニティ  
づくり推進会議の課題（メモ）

- 1 独居高齢者等の事前の把握
- 2 独居高齢者等の緊急時の把握
- 3 日常的な相談
- 4 具体的な取組みの担い手とネットワークづくり
- 5 地域特性
- 6 アピールすべきキーワード